

令和8年度北海道第11地区教科用図書採択教育委員会協議会規約

北海道第11地区教科用図書採択地区(昭和39年5月4日北海道教育委員会告示90号)内の各町教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」(昭和38年12月21日法律第182号)第13条第1項、第4項及び第5項の規定に基づき、教科用図書の採択を行うため、教科用図書採択教育委員会協議会(以下「協議会」という。)を設け、この規約を定める。

(目的)

第1条 協議会は、採択地区内の町立義務教育諸学校において使用する教科用図書を、学習指導要領の目標や内容を踏まえ、地域の実態等に応じた種目ごとに1種決定するための協議を行うことを目的とする。

2 協議会を構成する各町教育委員会は、協議会が種目ごとに1種決定した教科用図書を採択しなければならない。

(設置期間)

第2条 この協議会の設置期間は、令和8年6月4日から令和8年8月31日までとする。

(構成)

第3条 協議会は、採択地区内の各町教育委員会の代表者1名を委員として構成する。

(組織)

第4条 協議会に会長、副会長及び監事を置く。

2 会長、副会長及び監事は委員が互選する。

3 会長は、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

5 監事は、会計を監査する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、第6条に定める調査委員会の報告に基づき、教科用図書を1種目決定するための協議を行う場合には、委員の全員が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員に事故あるときは、当該委員会の指定する代理人を出席させなければならない。

議決は、原則として委員全員の一致によらなければならない。

3 前項以外の会議は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとし、出席委員の過半数をもって議決することができる。

(調査委員会)

第6条 協議会は、教科用図書に関する専門的調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて意見を聞くため、別に定める人数をもって組織する調査委員会を設けなければならない。

2 調査委員会の委員は、協議会が推薦した者を会長が委嘱する。

3 調査委員会について必要な事項は、別に定める。

(経費)

第7条 協議会に関する経費は、協議会を構成する各町教育委員会の負担金をもって充てる。

(事務局)

第8条 この協議会の事務を処理するため、様似町教育委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及びその他必要な職員を置き、会長が委嘱する。

(協議会及び調査委員会の委員名並びに議事録の公開)

第9条 協議会及び調査委員会の委員名並びに協議会の議事録の公表を求められた場合は、採択の公平確保の観点から採択終了後に公表する。

2 公表の方法や場所等については、協議会の役員が協議して決定する。

(会長への委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (令和6年5月31日制定)

この規約は、令和6年5月31日から施行する。

附 則 (令和8年6月4日改定)

この規約は、令和8年6月4日から施行する。